

生活保護世帯の 大学生等の 生活と不安



堺市生活保護世帯の大学生等生活実態調査からみる高等教育進学の内実

堺市 健康福祉局生活福祉部生活援護管理課

鷺見 佳宏

現状と課題

1 生活保護制度について

日本国憲法(昭和21年11月3日憲法)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護法には生活保護制度の具体的な仕組みとして4つの原理が定められている。

- 「国家責任の原理（法第1条）」
- 「無差別平等の原理（法第2条）」
- 「最低生活保障の原理（法第3条）」
- 「補足性の原理（法第4条）」

また、同法には生活保護制度を具体的に実施する場合の原則が定められている。

- 「申請保護の原則（法第7条）」
- 「基準及び程度の原則（法第8条）」
- 「必要即応の原則（法第9条）」
- 「世帯単位の原則（法第10条）」

現状と課題

(1) 生活保護制度における「世帯」について

法第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

生活保護法第10条は、保護の要否及び程度を判断する場合の単位として「世帯」を原則とすることを定めている。

生活保護手帳別冊問答集（※1）によれば、その理由を「各個人の経済生活は通常世帯を単位として営まれており、したがって、保護を必要とする生活困窮という事態は、世帯員のある特定の個人についてあらわれるものではなく、世帯全体に同じ程度においてあらわれるから」としている。

また、生活保護制度上の「世帯」とは、「主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位」であるとしている。

※1 生活保護手帳別冊問答集

厚生労働省社会・援護局保護課長「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付事務連絡）

現状と課題

(2) 生活保護制度における「世帯分離」について

保護の実施は「世帯」を単位として行うのが原則となっていますが、被保護者の自立を損なうと認められるような場合に、同一世帯であっても保護の要否及び程度を決定する上で別世帯と同じように扱うこととする擬制的措置をとることができる。

世帯分離措置により、保護を受けないこととなった者にとっては、保護の基準に定める最低生活の枠内に入れられるという制約を受けなくなることがメリットとなる。

今回、後述する堺市における調査の対象となった学生（大学・短大・専門学校に通学している者）についても、生活保護を受給している世帯から、分離された状態で学生生活を営んでいる（※2）。

- ※2 厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年社発第246号）第1－5において、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこととされている。
- (1) 保護開始時において、現に大学で就学している者が、その過程を修了するまでの間であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合
 - (2) 次の貸付金を受けて大学で就学する場合
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金
 - イ 国の補助を受けて行われる就学資金貸与事業による貸与金であってアに準ずるもの
 - ウ 地方公共団体が実施する就学資金貸与事業による貸与金（イに該当するものを除く。）であってアに準ずるもの
 - (3) 生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

現状と課題

(2) 生活保護制度における「世帯分離」について

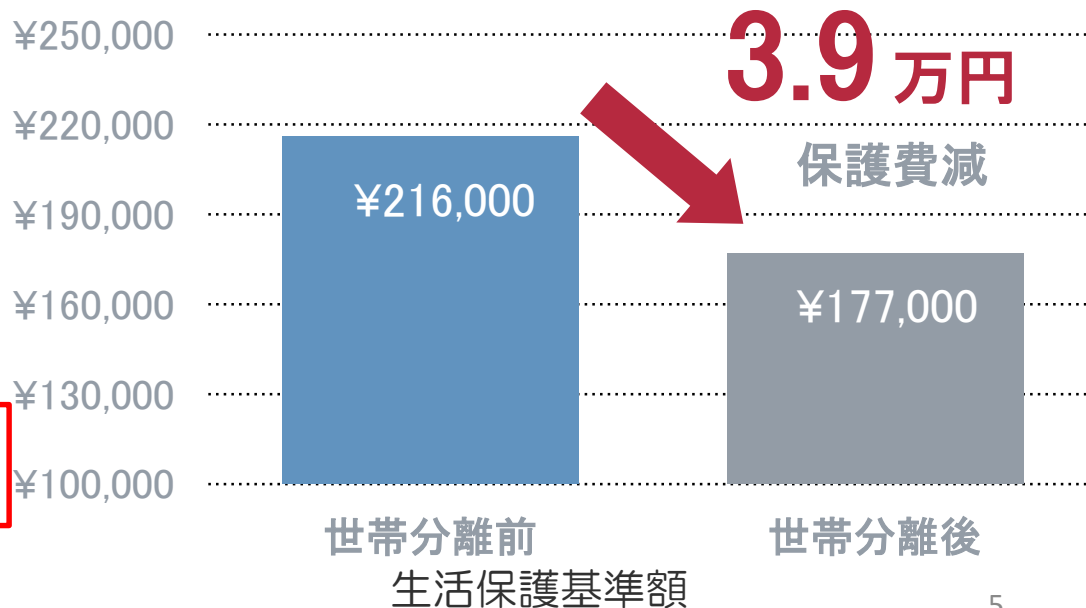
大学等に進学した子どもに対して、生活保護世帯から保護を外す「世帯分離」措置をとったことにより、該当者（大学等で就学している学生等）については、保護世帯との同居は認められるが、生活保護が適用されなくなり、保護世帯の生活保護費は、該当者分減額される（医療扶助も適用されない）。

世帯分離された学生は、奨学金とアルバイトにより学費と生活費すべてを稼ぐ必要がある。

堺市において実施した「生活保護世帯の大学生等に対する生活実態調査」の結果、平均3.9万円程度の生活保護基準額が減少していることがわかった。

学校区分ごとの生活保護の取扱い

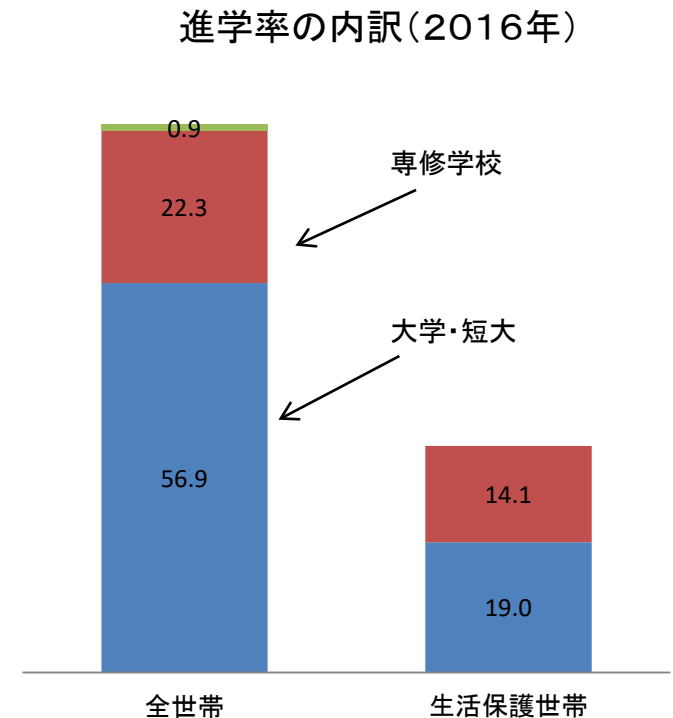
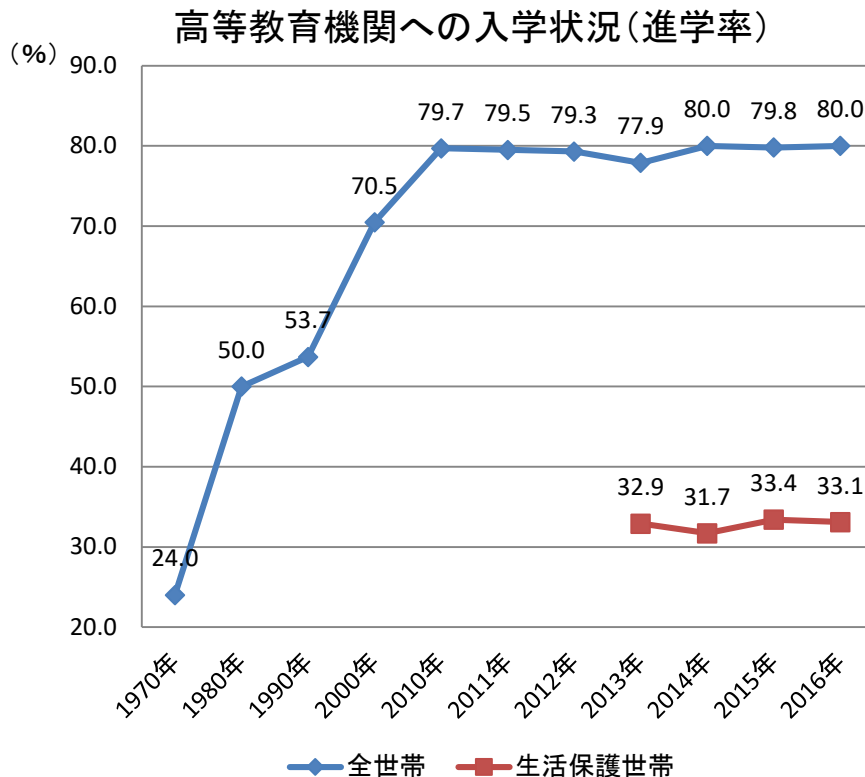
学校区分	生活保護の取扱い	生活保護費
小・中学校	世帯内就学	算定される
高等学校等	世帯内就学	算定される
大学・短大・専門学校	世帯分離	算定されない



現状と課題

(3) 進学と就職

全世帯と比較して、生活保護世帯の子どもの大学等進学率については、大きく開きがある。また、進学先の内訳として、大学・短大への進学において、大きな差が生じていることが分かる。



(注)1) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」をもとに作成
(過年度高卒者等を含む。)

2) 生活保護世帯については、内閣府「第4回子供の貧困対策に関する有識者会議」資料「子供の貧困に関する指標の推移」より作成

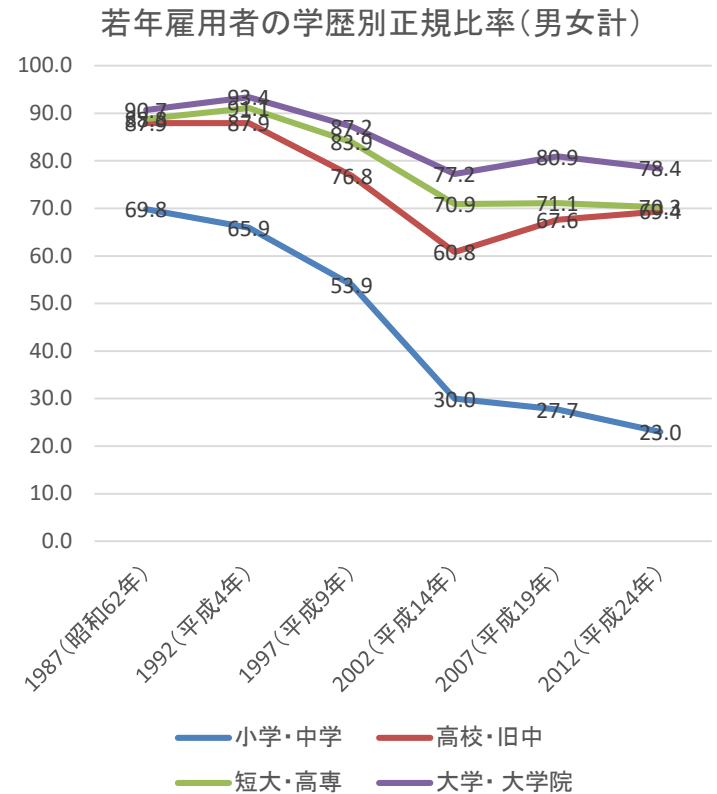
現状と課題

(3) 進学と就職

わが国においては、新規卒業者を採用する傾向があるが、学歴別の初任給額においては、高校卒よりも大学卒の方が高く、正規の職員・従業員として雇用される比率も大学卒の方が高い。

産業別・学歴別の初任給額	初任給額 (単位：千円)			
	高校卒	高専・短大卒	大学卒	大学院修士課程修了
産業計	161.3	176.9	203.4	231.4
C 鉱業、採石業、砂利採取業	169.5	169.5	223.2	250.3
D 建設業	170.3	184.8	210.2	235.1
E 製造業	161.4	176.8	202.0	229.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	161.9	179.4	200.9	223.9
G 情報通信業	168.7	189.3	212.0	238.4
H 運輸業、郵便業	161.2	168.0	192.8	210.2
I 卸売業、小売業	161.7	173.3	203.8	235.6
J 金融業、保険業	150.6	174.4	202.7	233.5
K 不動産業、物品賃貸業	164.2	182.2	210.8	226.6
L 学術研究、専門・技術サービス業	162.9	185.3	204.2	229.2
M 宿泊業、飲食サービス業	159.2	167.4	191.7	196.1
N 生活関連サービス業、娯楽業	165.1	172.5	204.8	212.6
O 教育、学習支援業	157.6	175.9	200.6	235.4
P 医療、福祉	151.5	179.2	196.7	212.8
Q 複合サービス事業	148.0	159.7	179.0	192.3
R サービス業(他に分類されないもの)	161.0	173.8	203.6	220.0

出所)厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」をもとに作成



出所)総務省統計局「就業構造基本調査」をもとに作成

(注) 1) 2007年、2012年については、専門学校卒は短大・高専に含め、大学・大学院は大学と大学院を合算した。

2) 小学・中学、高校・旧制中学は15～19歳、それ以外は20～24歳。 7

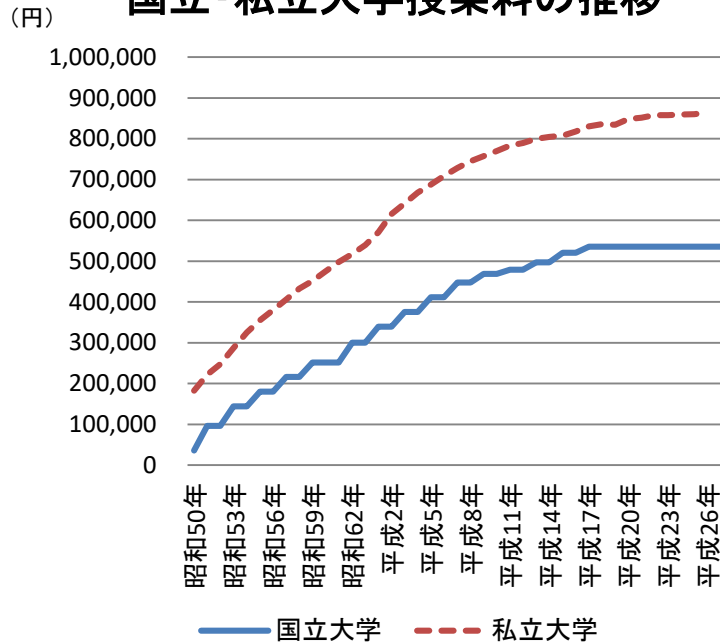
3) 正規比率=(正規の職員・従業員(卒業者)/雇用者(卒業者))×100

現状と課題

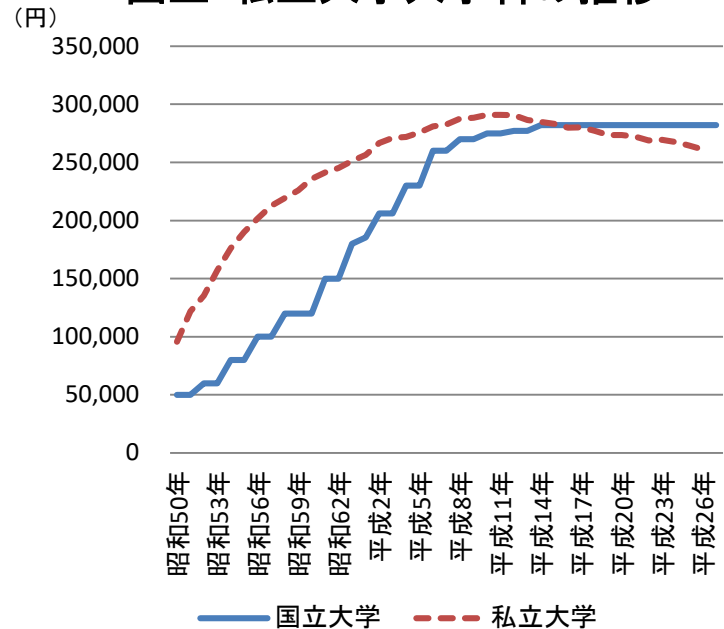
(4) 学費について

わが国における大学授業料は高騰しており、国立大学では過去40年の間に授業料が約15倍となっている。また、OECD34か国の中でもトップクラスに高くなっている。

国立・私立大学授業料の推移



国立・私立大学入学料の推移



出所)文部科学省「私立大学等の平成26年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」における参考資料「国公立大学の授業料等の推移」をもとに作成

- (注) 1) 年は入学年度である。
 2) 国立大学の平成16年度以降の額は国が示す標準額である。
 3) 私立大学の額は平均である。

国立 授業料＋入学金	86,000円(昭和50年) → 817,800円(平成26年)
私立 授業料＋入学金	278,261円(昭和50年) → 1,125,473円(平成26年)

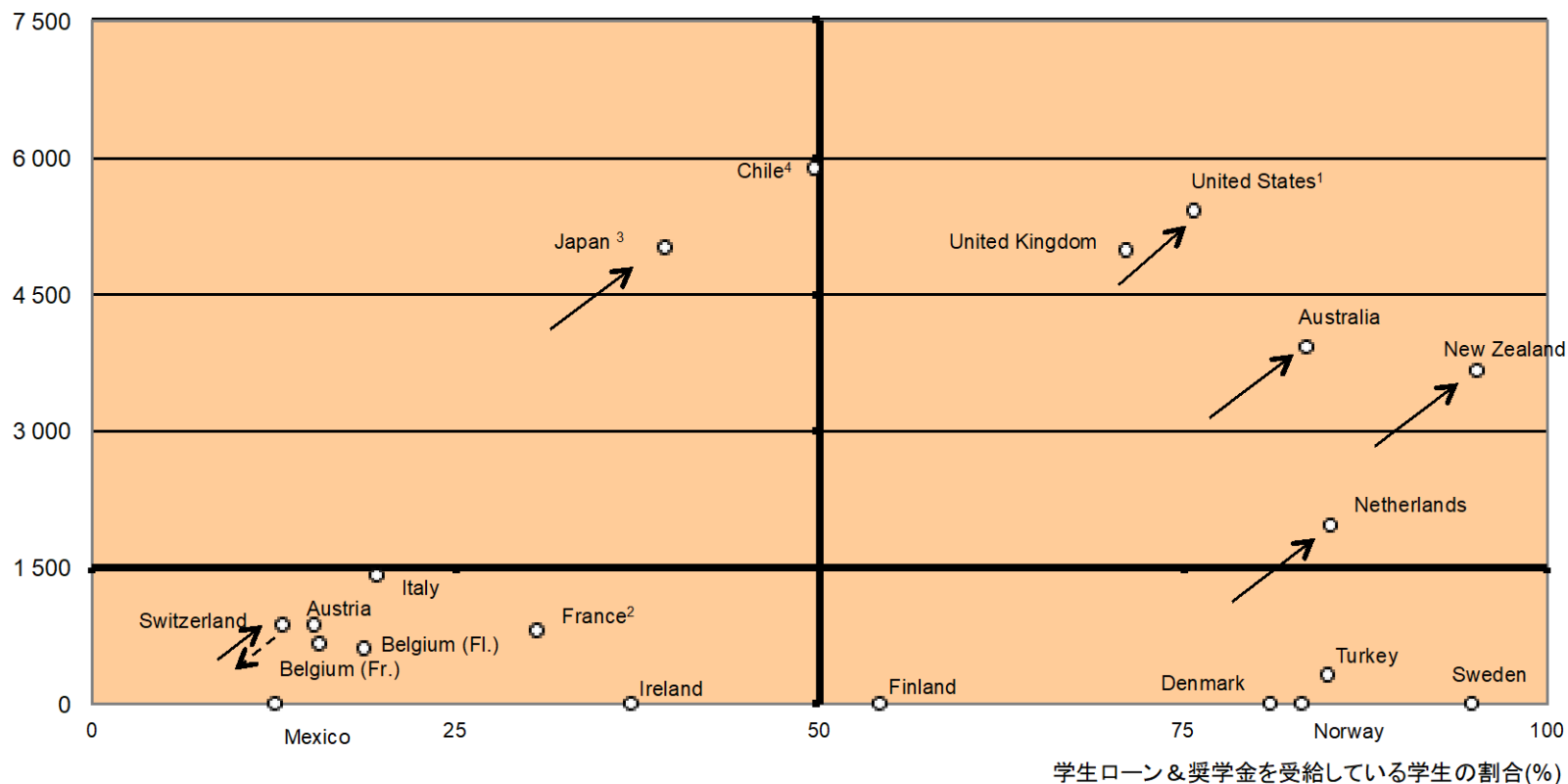
現状と課題

(4) 学費について

Chart B5.1. Relationship between average tuition fees charged by public institutions and proportion of students who benefit from public loans and/or scholarships/grants in tertiary-type A education (2011)

For full-time national students, in USD converted using PPPs for GDP, academic year 2010-2011

大学授業料(USD)



Source: OECD. Tables B5.1 and B5.2. See Annex 3 for notes (www.oecd.org/edu/eag.htm).

現状と課題

(5) 生活保護制度における修学と「世帯分離」

生活保護制度において、かつては高校生も世帯分離の対象となっていたが、時間をかけて要件が緩和され、1970年（昭和45年）に世帯内就学が容認されることとなった。

改定年次	改定内容 (厚生省社会局保護課編「生活保護三十年史」(昭和56年発行)を基に作成)
1958年(昭和33年)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>高校修学者の分離適用を明示</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 定時制高校 2 日本育英会の特別貸与又はこれに準ずる奨学金(大臣承認)を受けている場合 3 実業高校又は日本育英会の一般貸与奨学金を受けて高校等(夜間大学を含む)に進学する者で自立助長に効果的なもの
1961年(昭和36年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 普通高校修学者についても、一般的に世帯分離を認める。 ● <u>日本育英会、母子福祉資金、地方公共団体による奨学金を受け、それと自己の収入により教育費がまかなわれている場合は、高校の世帯内修学を認める。</u>
1963年(昭和38年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等専門学校、短大、大学の最終学年在学中の世帯分離を明示
1966年(昭和41年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等専門学校生徒の世帯分離を認める。
1967年(昭和42年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯内高校修学の要件の緩和(日本育英会等による公的奨学金の貸与→私人又は任意団体の奨学金であっても安定性のあるもの) ● 日本育英会法による特別貸与奨学金を受けて高校で修学ある場合、世帯内保護を認める。
1969年(昭和44年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本育英会法の奨学金等を受けて世帯内修学が認められている高校の範囲を高等専門学校まで拡大 ● 稼働能力を活用している者の定時制高校の世帯内修学を認める。
1970年(昭和45年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護開始時、現に大学で修学している者については修学中世帯分離を認める。 ● <u>高校の世帯内修学を一般的に認める。</u>
1973年(昭和48年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 余暇利用の夜間大学での世帯内修学を認めることの明文化
1974年(昭和49年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 高校に準ずる各種学校での世帯内修学を知事協議により認める。 ● 大学修学の世帯分離要件について、日本育英会法による一般貸与奨学金者も認める。

現状と課題

2 課題解決に向けた取り組み

2016年、勉強会（※3）において、当時話題となりつつあった「奨学金問題」を取り上げた。

これまでも当然、ケースワーカーとして担当する被保護世帯の高校生から進学相談があった場合は、実施要領に則り、「生活保護世帯でも大学に行けるよ」「奨学金を利用することで学費を賄うことも可能だよ」「世帯分離措置によって、今住んでいる家を出ていなくても大丈夫、生活費はアルバイトで賄おう」などと説明してきた。

今回改めて話し合いをしたところ、ケースワーカーから、次のような意見が出された。

- ・「奨学金の利用」を伝えていたとしても、毎月どれ位借りられて、その結果どれ位返さなければならぬか、返済のことまでしっかり考えて具体的に伝えられていたかは分からない。
- ・「アルバイト」について話していたが、それがどのような影響を持つのか、どれくらい収入を得なければならないのか、将来を見据えた助言ができていたか分からない。
- ・「生活保護世帯の大学生等」が生活保護の対象ではなく、本人が大学等へ進学した後は家族を通じて年1回程度状況を聞き取るのが精いっぱい、ということ为前提としつつも、「漠然と何とかなっているだろうと思っていたが、実はよく見えていない」「自分たちはケースワーカーとしてフォローできているのだろうか」

➡ そこで、まずは実態を把握し、必要な支援を検討することとした。

※3 勉強会

2015年から実施する、堺市の若手ケースワーカーらでつくる勉強会。

「生活困窮者の支援の在り方研究会（Switch）」と称し、活動内容をFacebookに掲載しています。



生活保護世帯の大学生等に対する実態調査－調査概要－

<調査の概要>

- 1 調査名
堺市生活保護世帯の大学生等に対する生活実態調査（以下「堺市調査」という。）
- 2 調査基準日
平成28年10月1日
- 3 調査期間
平成28年10月1日～平成28年12月27日
- 4 調査方法
対象となる者がいる全ての世帯に対し、家庭訪問により調査の趣旨を説明の上調査票を配布し、直接若しくは郵送により回収
- 5 対象
基準日（平成28年10月1日）時点で、大学、短期大学、専修学校（以下、大学等という。）に在籍しており、市内の生活保護世帯で同居しており、厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年社発第246号）第1-5-(1)～(3)に基づき世帯分離を行っている者（168人）
- 6 回収結果
有効回答数106人（回収率63.1%）

- (注) 1 本調査における学生生活費は学費と生活費とを合わせたものである。
学 費：授業料、その他の学校納付金、修学費、課外活動費、通学費の合計
生活費：食費、住居・光熱費、保健衛生費、娯楽・嗜好費、その他の日常費の合計
- 2 本調査結果の集計各表は端数処理（四捨五入）後の数値を使用しており、内訳の合計値と合計欄の値が一致しないことがある。
 - 3 質問の一部に回答がない調査票は、一部の集計の際に集計対象から外したものがある。
 - 4 本調査の分析にあたっては、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が全国の学生を対象に平成26年11月に実施した「平成26年度学生生活調査（以下「JASSO調査」という。）」における「大学（昼間部）」の「自宅」の結果と比較している。

生活保護世帯の大学生等に対する実態調査－結果概要－

(1) 卒業までの奨学金借入総額（見込額）

(2) 奨学金貸与月額



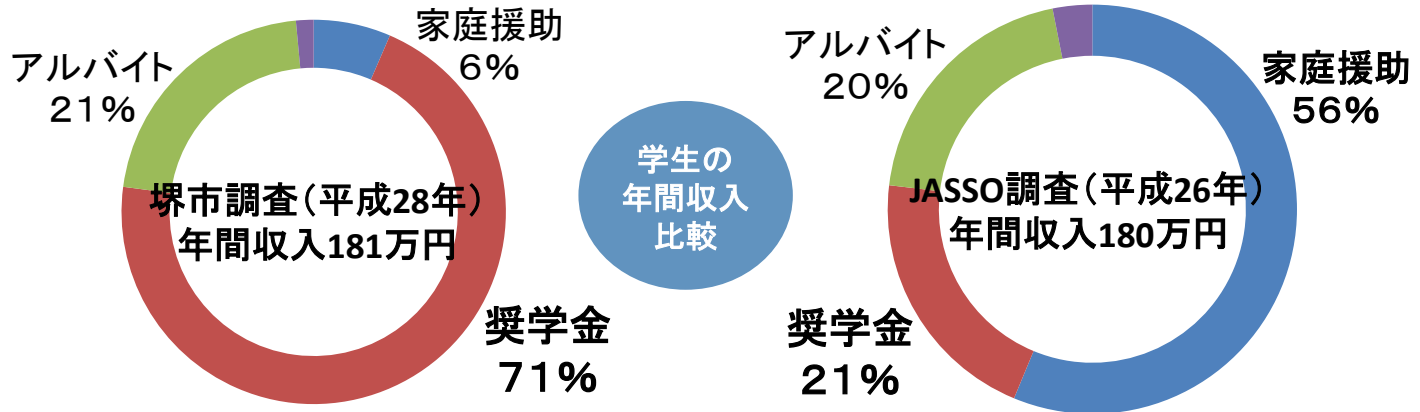
奨学金総額 (見込み)	0 ～ 50 万円	50 ～ 100 万円	100 ～ 200 万円	200 ～ 300 万円	300 ～ 400 万円	400 ～ 500 万円	500 ～ 600 万円	600 ～ 700 万円	700 ～ 800 万円	800 ～ 900 万円	100 0 万円 ～	合計
大学	0.0	0.0	1.9	14.8	9.3	18.5	14.8	14.8	16.7	7.4	1.9	100
短大・専修 学校	2.7	0.0	21.6	18.9	29.7	16.2	8.1	2.7	0.0	0.0	0.0	100
全体	1.1	0.0	9.9	16.5	17.6	17.6	12.1	9.9	9.9	4.4	1.1	100

(単位：%)

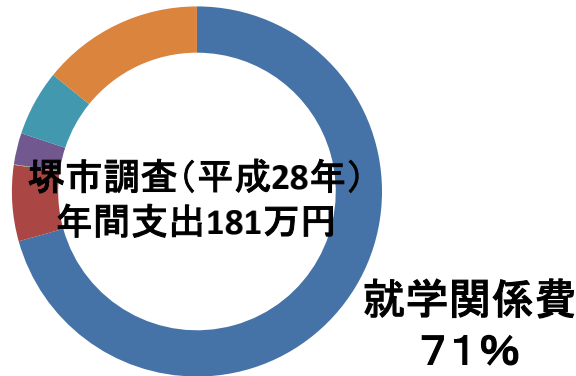
卒業までの奨学金の借入総額(見込み)について、生活保護世帯の大学生の場合、「400万円～500万円」、短大・専修学校生では「300万円～400万円」の回答が最も多くなっている。奨学金総額が「400万円以上」の大学生は全体の74.1%（「500万円以上」55.6%）、短大・専修学校生では「300万円以上」の学生が56.8%であった。

生活保護世帯の大学生等に対する実態調査－結果概要－

(3) 学生の年間収入



(4) 学生生活費（学費と生活費の合計）



生活保護世帯の学生	
就学関係費	¥1,279,500
食費・住居費等	¥121,000
保健衛生費	¥49,800
娯楽・嗜好費	¥104,000
その他日常費	¥256,400
年間支出合計	¥1,810,700

生活保護世帯の大学生等の年間収入は年間181万円となっており、JASSO調査の大学生とほぼ同額であった。ただしその内訳は大きく異なる。

生活保護世帯の大学生等は、出身世帯である生活保護世帯から援助がほとんど得られず、かわりに収入の7割を(貸与型)奨学金が占めていた(JASSO調査では家庭援助6割弱、奨学金2割)。

また、収入の使途(支出)について、その7割(128万円)が就学関係費(授業料、通学費ほか)に充てられていることがわかった。

生活保護世帯の大学生等に対する実態調査－結果概要－

(5) 学生のアルバイト従事状況 (単位：%)

区分	堺市調査(平成28年)	JASSO調査(平成26年)
アルバイトに従事している	82.5	73.2
アルバイトに従事していない	17.5	26.8

堺市調査(平成28年)		
区分		従事日数別割合
授業 期間中	不定期的にした	18.8
	週に1～2日した	15.3
	週に3日以上した	65.9
長期 休暇中	不定期的にした	20.0
	週に1～2日した	11.8
	週に3日以上した	67.4

JASSO調査(平成26年)		
区分		従事日数別割合
授業 期間中	不定期的にした	13.4
	週に1～2日した	36.7
	週に3日以上した	49.9
長期 休暇中	不定期的にした	16.2
	週に1～2日した	16.7
	週に3日以上した	67.2

学生のアルバイト従事状況について、JASSOの調査結果との比較では、生活保護世帯の大学生等の方がアルバイトに従事している割合は高い。また、生活保護世帯の大学生等は、授業期間中と長期休暇中のアルバイトの従事日数に変化があまり見られない。

生活保護世帯の大学生等に対する実態調査－結果概要－

(6) 学生の不安や悩み (単位：%)
 経済的に勉強を続けることが困難
 と回答した割合

 **53 %**

区分		大いにある	少しある	あまりない	全くない	無回答
授業の内容について いっていない	堺市調査	1.9	31.1	38.7	28.3	0.0
	JASSO調査	4.6	30.6	39.8	24.9	0.1
卒業後にやりたいこと が見つからない	堺市調査	8.5	20.8	32.1	38.7	0.0
	JASSO調査	12.6	28.2	29.7	29.4	0.1
希望の就職先や進学 先へ行けるか不安だ	堺市調査	30.2	34.0	18.9	17.0	0.0
	JASSO調査	33.7	36.2	14.6	15.4	0.1
経済的に勉強を続ける ことが難しい	堺市調査	13.2	39.6	28.3	18.9	0.0
	JASSO調査	2.6	14.7	39.7	42.8	0.1
学内の友人関係の悩 みがある	堺市調査	8.5	16.0	34.0	41.5	0.0
	JASSO調査	3.5	14.4	36.2	45.8	0.1

(7) 奨学金返済に対する不安 (単位：%)
 「とても不安」「少し不安」と回答した割合

 **85 %**

返済に対する不安	回答割合
とても不安	61
少し不安	24
どちらでもない	7
ほとんど不安はない	3
全く不安はない	5

学生の不安や悩みについて、多くの項目において、生活保護世帯の大学生等とJASSOの調査結果との間に大きな差は見られない。

しかし、経済的に勉強を続けることが難しいと感じている学生の割合については、生活保護世帯の大学生等においてはJASSOの調査結果の約3倍の割合を示している。

一方で、卒業後にやりたいことが見つからないと感じている学生の割合については、生活保護世帯の大学生等の方が低くなっており、目的意識をもって就学している生徒が多いと推察される。

生活保護世帯の大学生等に対する実態調査－結果概要－

(8) 低所得世帯の子どもの大学等への進学を支援するために望ましいと考える制度（複数回答）

第1位 学費の減免制度

第2位 給付型奨学金

希望する支援制度	度数	回答数/N(%)
給付型奨学金	71	67.0
無利子の貸与型奨学金	60	56.6
学費の減免制度	76	71.7
進路相談窓口	13	12.3
大学生等への生活保護の適用	40	37.7
アルバイトの斡旋・紹介	8	7.5
特に必要ない	1	0.9
合計	269	100

(9) 給付型奨学金として望ましい金額（月額）

必要金額	度数	確率(%)
1～2万円	0	0.00
2～3万円	4	5.63
3～4万円	9	12.68
4～5万円	11	15.49
5～6万円	12	16.90
6～7万円	3	4.23
7～8万円	5	7.04
8～9万円	2	2.82
9～10万円	11	15.49
10万円以上	13	18.31
無回答	1	1.41
合計	71	100

生活保護世帯の大学生等が考える低所得世帯の子どもへの支援策としては、学費の減免制度が最も多く挙げられ、給付型奨学金、無利子の貸与型奨学金、生活保護制度における世帯内就学が続く。

また、給付型奨学金を支援策として希望する学生からは、左記のような金額を希望する声があった。

生活保護世帯の大学生等に対する実態調査－結果概要－

(10) 自由記述（一部抜粋）

奨学金制度のおかげで家庭の経済状況が苦しくても将来のために大学に進学出来ていることは助かっていますが(-中略-)返還において利子がつくのは非常に額も多く負担が大きすぎるので無利子にすべきだと思います。法が改正されたら改正以前に奨学金制度を利用していた分も無利子とするなど何かしらの軽減措置をとってほしいです。

経済的に苦しい家庭にあっても学びたいという意欲のある学生にとって奨学金制度の存在はとてもありがたいものであり、私もこの制度を利用して大学で学ぶことができています。しかし現在私も利用している日本学生支援機構の第2種奨学金は返還に伴い利子がついてしまうので今後の返済のため生活が苦しくなってしまう不安はあります。(-中略-) 今後はぜひとも全ての奨学金を給付型か無利子で行っていただきたいと考えています。(-中略-) 給付型の奨学金が広く利用できるようになれば全ての学生が等しく学びの機会を得られるようになり、貧困家庭の子どもも将来はしっかり自立していけると思います。

実習などに費用が必要ですが、実習中にバイトもできず、金銭的に困っています。(以降、略)

誘導的な質問ばかりでこんなアンケート無駄だし負担でしかない。
困ると言うか、こんなものに時間を取られて非常に憤りを感じる。

経済的に困難していますので、アルバイトもしなければなりません。仕事をし過ぎた時もあり、体調不良になりました。(以降、略)

どの大学でも、授業料が高すぎると思います。(-中略-)この時代は、大学に出ていないと就職が厳しいです。大学の授業料、無償化までとは言はないけれど、授業料は減免したり、奨学金の返済額を減らすといった対策をして欲しいと思います。

生活保護世帯の大学生等に対する実態調査—結果を受けて—

3 調査結果を受けて

2017年(平成29年)5月13日(土)

教育 [edu@sakai.com](http://www.edu@sakai.com) 全曜・月曜掲載

生活保護世帯の子 奨学金頼み

堺市・大阪市立大調査 大学生ら収入の7割

生活保護世帯の子は、奨学金に頼る大学生が7割に達していることが、堺市と大阪市立大学が実施した調査で明らかになった。調査は、生活保護世帯の子を対象に、奨学金の活用状況や生活費の負担状況などを調査した。結果、奨学金に頼る大学生が7割に達していることが明らかになった。また、生活費の負担状況も、奨学金に頼る大学生は、生活費の負担が大きいことが分かった。

進学率33%、一般の半分未満

生活保護世帯の子は、進学率33%にとどまっていることが調査で明らかになった。これは、一般の大学生の進学率の半分未満である。また、進学した大学生のうち、奨学金に頼る者が7割に達していることが分かった。

借り入れ3年で600万円、バイト週5

生活保護世帯の子は、借り入れ3年で600万円、アルバイト週5に達していることが調査で明らかになった。これは、一般の大学生の借り入れ額やアルバイトの週数と比べて、非常に多いことが分かった。

専門学校の収入内訳

収入内訳	割合
奨学金	71%
アルバイト	20%
その他	9%

大学生の収入内訳

収入内訳	割合
奨学金	71%
アルバイト	20%
その他	9%

生活保護世帯の子は、奨学金に頼る大学生が7割に達していることが調査で明らかになった。これは、一般の大学生の進学率の半分未満である。また、進学した大学生のうち、奨学金に頼る者が7割に達していることが分かった。

DIAMOND online

Search 注目のキーワード 加計学園 共謀罪 小池百合子

HOME 政治・経済 国際 経営・戦略 社会

HOME > 社会 > 生活保護のリアル—私たちの明日は？ みわよしこ > 生活保護世帯の貧困大学生、借金・アルバイト漬けの暗闇

2017.5.26

生活保護世帯の貧困大学生、借金・アルバイト漬けの暗闇

みわよしこ：フリーランス・ライター [+](#) [▶バックナンバー一覧へ](#)

いいね! 1,782 シェア Tweet G+ B1 印刷



生活保護世帯で暮らす大学生らは、それゆえの制約がもたらす困難を抱えている。自身は生活保護を受けないため、借金漬け、アルバイト漬けの苦境にある若者が増えているのだ。彼らを救うことはできるのか（写真はイメージです）

「普通の大学生活」を望んだ罰？

生活保護世帯の大学生等に対する実態調査－結果を受けて－

(1) 国の動き

(ア) 2017年5月30日参議院厚生労働委員会（山本かなえ委員より本調査を紹介の上、質疑）

（厚生労働省 発言要旨）

今回の調査結果は、目的意識を持って大学進学していることもわかり、意義のある調査だと思っている。委員からあったとおり、示唆に富むもの。

大学に進学する子どもについて、全国的にも実状を把握すべきと考えるが、現場のケースワーカーの負担も考え、調査手法を含め検討していきたい。

（塩崎厚生労働大臣 発言要旨）

あらゆる子どもが、希望すれば大学にいけるよう支援することが、国がすべきこと。

生活保護世帯の子どもについても同様。

生活保護に至らない生活困窮世帯の子どもに対する支援、生活保護にならずとも、実質困窮世帯も同じような状況にある。大学にいかずに就職している人もいる。そういった人たちとのバランスも考えながら、生活保護世帯、生活困窮世帯の人が希望すれば大学に進学できるよう支援方を考える必要があり、また、納税者の理解を得ることも含め、総合的に検討していきたい。

（樋口文部科学省大臣政務官 発言要旨）

授業料の減免制度もまだ不十分といったところ。新たな支援策の検討も必要と考える。

(イ) 2017年6月19日 NHKニュース

生活保護受給世帯の子どもの進学後押し 支給減額縮小を検討（6月19日 5時02分）

厚生労働省は、生活保護を受給している世帯の子どもの進学を後押ししようと、子どもが大学などに進学したあとも家族と同居する場合は「住宅扶助」の加算を残すなど、世帯に対する生活保護の支給額の減額を今よりも少なくする方向で検討を始めました。（中略）

厚生労働省は、生活保護を受給している世帯の子どもの進学を後押ししようと、大学などに進学した子どもが対象から外れる今の制度は維持しながらも、世帯に対する支給額の減額を今よりも少なくする方向で検討を始めました。

具体的には、子どもが進学したあとも家族と同居する場合、家賃を補助する「住宅扶助」の子ども分の加算を残すことを検討していて、東京23区内に住む母親と子ども1人の世帯では、減額がこれまでの5万円余りから4万円余りに抑えられます。

厚生労働省は、来年4月に進学する子どもがいる世帯にも適用できるよう、必要な予算を来年度予算案の概算要求に盛り込みたい考えです。

生活保護世帯の大学生等に対する実態調査－結果を受けて－

(2) 学生を支える仕組みの検討

今回の調査で把握した学生の実態は、切実なものであったと認識。

望ましいのは、生活保護世帯であるか否かを問わず、どのような選択をしたとしても、その選択が尊重され、新たな貧困を生み出さない社会



学生を支える仕組みとして考えられるのは…

(ア)生活保護制度における世帯内就学

(イ)奨学金制度の再構築

(ウ)学校における諸費用(特に学費)の減免措置

制度変更のためには、

時間と**予算**が

必要

生活保護世帯の大学生等に対する実態調査－結果を受けて－

(3) 堺市の取組み

様式1

平成29年度 局・区の組織運営方針シート

健康福祉局

作成者：健康福祉局長 小椋 啓子

局・区の運営方針
<p>【局の使命】 健康福祉局は、一人ひとりの市民が幸せを実感し、笑顔で元気に暮らせるよう、社会福祉、保健、医療の施策を推進するという役割を担っています。</p>
<p>【組織運営の基本的な考え方】 局の使命の達成に向け、高齢者や障害者、生活困窮者など、何らかの支援を必要とされている方に寄り添った支援を行うとともに、市民の生命と心身の健康を守るための施策を展開し、誰もがいきいきと自分らしい生活がおくれるよう、市民目線で効果的・効率的に取り組みを進めます。 また、職場内の意思疎通の徹底やコンプライアンス意識の向上、ワークライフバランスの推進を通じ、職員一人ひとりが自らの仕事に誇りとよろこびを感じる組織をめざします。</p>
<p>【重要取組】 高齢者や障害者など、支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援体制の充実・強化が求められるとともに、従来の福祉制度では対応が難しい認知症や社会的孤立、貧困の連鎖など、様々な事象が複合化した問題への対応が課題となっています。 また、市民一人ひとりが生涯にわたり、すこやかな生活が送れるよう、疾病予防や健康増進、介護予防といった取り組みを充実する必要があります。</p> <p>こうしたことから、今年度は以下の項目について重点的に取り組みます。</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの構築 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。地域包括ケアシステムの構築は、介護の連携や、認知症支援の充実、介護予防の推進、介護職員の確保などにより進めます。また、構築を推進するための手法の検討や関係機関との調整を行います。</p> <p>(2) がん検診受診率の向上 がんによる死亡者を減少させるとともに、健康を保持・増進するため、より効果的な啓発・受診勧奨の実施や、総合相談センターによる利便性の増加、前立腺がん検査の導入などにより、受診率の向上に取り組めます。</p> <p>(3) 障害者施策の推進 障害者が住み慣れた地域で主体的に暮らせる社会の実現に向け、地域生活を支えるサービス基盤を充実するための計画策定に取り組めます。また「手話言語・コミュニケーション条例」の施行に伴い、手話およびその他のコミュニケーション手段の普及啓発や理解促進、環境整備を進めるための方針を定め、これらの施策を推進します。</p> <p>(4) 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの進路支援 貧困の連鎖の防止に向け、子どもの学習習慣の形成や社会性の育成を図るため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の高校在学年齢の子どもに対し、学習の場と居場所となる場を無償で提供するとともに、対象となる子どもが大学等への進学を検討する際に、福祉事務所等における具体的実施手順となる支援プログラムの策定に取り組めます。</p>

国の動きを見守りながら、堺市としてはまずできるところから取り組んでいく。

平成29年度においては、これまでに市として実施してきた学習支援事業及び生活保護ケースワーカーによる子どもの自立に向けた相談支援に関する取組みの成果や課題を検証するとともに、本調査の結果を分析し、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象とした進路(就学)支援プログラム(支援する側が組織的かつ具体的に取り組むための実施手順)の策定に取り組み、個別支援の充実化を図っていくこととしている。

ご清聴ありがとうございました。